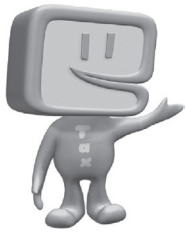


# 住民税申告・確定申告の準備はお済みですか



## 申告の時期はもうすぐです！

2月18日(月)から3月15日(金)まで、市役所本庁、美都・匹見各総合支所、地区振興センターなどで、住民税申告および確定申告の相談を行います。申告に必要な書類の準備と確認をお願いします。確定申告の相談日程は、広報ますだ2月号でお知らせします。

### ★申告に必要なもの

- 申告する方が準備するもの
  - ・申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類
  - ・扶養する親族のマイナンバーが分かるもの
  - ・還付がある方の通帳等、口座番号が分かるもの
  - ・印鑑
- 収入に関すること
  - ・申告年分の給与や公的年金等の源泉徴収票
  - ・その他収入金額および必要経費が分かるもの
    - ※事業所得、不動産所得、山林所得のある方は収支内訳書の作成が必要です。
- 所得控除に関すること
  - ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金などの払込証明書
  - ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
  - ・寄付金控除を受ける場合は、寄付した団体から交付された領収書
  - ・医療費の領収書
    - ※個人ごと、医療機関ごとに集計が必要です。あらかじめ領収書をまとめておいてください。

### ★申告前に確認していただきたいこと

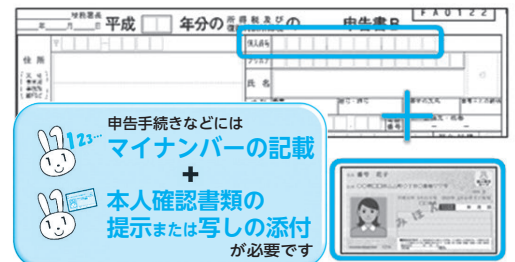
- 源泉徴収票への扶養親族の記載
  - ・扶養親族の重複はないですか？
  - ・扶養親族の記載は正しいですか？
- 医療費の集計または医療保険者が発行する医療費通知
  - ・個人ごと、医療機関ごとに集計されていますか？
- 事業所得の収支内訳書の作成
  - ・農業や個人事業をされている方は、収支の内訳が分かるものを作成していますか？

### ★確定申告について

- 確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます
  - ・「確定申告書作成コーナー (<https://www.keisan.nta.go.jp>)」を利用して作成することができます。
- e-taxを利用して確定申告することができます
  - ・事前に登録する必要があります。「国税庁 e-tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>)」を参照してください。
- e-taxをすでに利用されている方
  - ・公的個人認証サービスの有効期限の確認をしてください。

★問い合わせ先 市税務課 市民税係 ☎ 31-0608、0609

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



## 申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利！

申告書作成から提出までの流れ

作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索

申告書を作成

画面の案内に従って、金額等を入力し申告書等を作成

e-Tax 送信  
※事前準備が必要です。

書面 提出